

平成28年度 事業計画

基本方針

現在、少子高齢化の進展、介護保険法等の施行などにより、在宅福祉のニーズも複雑かつ多様化しております。このような福祉をめぐる環境の変化等に適切に対応し、地域に合った活動を展開するため「ともにささえあい 元気にらせる やすらぎの村」をキャッチフレーズとした地域福祉活動計画を基本として、村民を始め自治会・ボランティア・施設・福祉団体・民生児童委員協議会・行政機関等の協力を得て、本会事業の推進を図ります。

また、各事業の内容、利用方法をあらゆる機会を通じて、広く住民の皆様にお知らせし、より身近で利用しやすい社協を目指していきます。

1. 法人運営事業

(1) 組織運営事業

理事会・評議員会を随時開催し、発展的な法人の運営及び合理的且つ効率的な事業推進について審議します。

(2) 自主財源の確保

- ① 事業の積極的なPRに努め、財政の基盤である会員会費の増加・安定及び1円玉募金等の増額を図ります。
- ② 今後の社会福祉事業増進による財源基盤の確立を図るため、基金の充実及び効率的な運用に努めます。

(3) 調査研究

- ① 住民の要望等を把握するため必要に応じて諸調査を行い、課題解決の方策等に努めます。
- ② 住民のニーズに基づく福祉活動を推進するため、役職員の研修を実施します。
- ③ 各種関係団体の実施する研究会及び研修会に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。

(4) 連絡調整

檜原村、東京都社会福祉協議会及び関係行政機関・社会福祉団体・福祉施設等と連絡・連携を密にして、円滑な事業運営の向上並びに情報交換を行います。

(5) 普及宣伝

事業の円滑な推進と住民の福祉に対する理解と協力を得るために、「社協だより」の発行及び各種福祉に関する広報活動を積極的に行います。
またホームページを活用して最新の情報を随時配信します。

2. 地域福祉事業

(1) 地域福祉事業

- ① ベッド・車椅子・簡易便器・松葉杖などの福祉用具等の貸出しを行います。
- ② 地域福祉の意識向上と財源確保のため「福祉バザー」の実施及び「チャリティーゴルフ大会」を主管します。
- ③ 小学生とお年寄りとの「ふれあい給食会」を行います。
- ④ 赤い羽根共同募金を自治会等の協力のもとに実施します。
- ⑤ 小地域福祉活動の一環として「ふれあいサロン」を推進します。
- ⑥ 地域での支え合い活動を推進するため「安心ふれあい訪問」を行います。
- ⑦ 地域で培ってきた伝統技術継承事業として体験教室を行います。

(2) 子ども家庭福祉事業

- ① 児童の健全育成を図るために新入学児に入学祝い品（学用品）を贈ります。
- ② ひとり親家庭に各種情報を提供します。
- ③ ひとり親家庭にクリスマスケーキを贈ります。

(3) 高齢者福祉事業

- ① ひとり暮らしの高齢者に「おせち料理」をお届けします。
- ② 介護が必要な高齢者のいる世帯へ介護用品をお届けします。

(4) 障がい者福祉事業

- ① 障がい者やその家族などが地域において自立した生活が送れるよう、情報の提供や支援を行います。
- ② 秋川流域の障がい者同士やボランティア等との交流と社会参加への一助を目的に、あきる野市社協・日の出町社協と協働で、秋川流域ふれあいクリスマス会を行います。

(5) 相談援助及び苦情解決事業

住民の身近な相談窓口として各種相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関等を紹介します。また、各種サービスの苦情へ適切に対応し、利用者が安心してサービスが利用できるよう支援します。

(6) 助成事業

- ① 高齢者クラブ連合会の運営に協力・助成します。
- ② 障がい者の親の会「ひの木の会」の運営に協力・助成します。
- ③ ボランティアグループ、ボランティア協力校に協力・助成します。
- ④ 檜原学園PTA地区活動へ助成します。
- ⑤ 保育施設・子育てグループへ助成します。
- ⑥ 台風・火災等の罹災世帯に見舞金を支給します。

3. ボランティア活動事業

- ① 登録ボランティアの拡大を図り、活動の相談・斡旋を行います。
- ② 夏休みを中心に体験ボランティア活動を行います。
- ③ 高齢者疑似体験・車椅子体験教室を行います。
- ④ ボランティア講座を開催します。
- ⑤ ボランティアセンターだよりを発行します。
- ⑥ ボランティア団体の活動を支援します。
- ⑦ 災害時における災害ボランティアセンターの設置運営を行います。
- ⑧ その他ボランティア活動の推進を図ります。

4. 受託事業（檜原村受託事業）

- ① 在宅ねたきり高齢者等に理髪サービスを行います。
- ② 高齢者教養教室（書道教室）を開催します。
- ③ ひとり暮らし高齢者の交流事業を行います。
- ④ 高齢者のみの世帯等へ給食配送サービスを行います。

5. 生活福祉資金貸付事業（東社協受託事業）

金融機関や公的貸付制度からは借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者のいる世帯に対して、就労に必要な技術習得のための資金、就学に必要な資金、住宅の改修に必要な資金その他一時的に必要な資金等を低利子または無利子で貸付し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。

6. 地域福祉権利擁護事業〔福祉サービス利用援助〕（東社協受託事業）

在宅生活をされている認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで自己決定が困難な方が、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を基本に日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。

7. 歳末たすけあい運動事業

住民をはじめ、自治会、民生・児童委員等にご協力をいただき、募金活動を実施し、その募金を要援護世帯等への歳末見舞金として配分いたします。また、年間を通じて幅広く地域福祉活動に活用します。

- ① 要援護世帯等に見舞金を支給します。
- ② 心身障がい者（児）に見舞金を支給します。
- ③ 要介護高齢者の介護者、心身障がい者（児）の介護者に慰労金を支給します。

8. 介護サービス・高齢者支援事業（檜原村受託事業）

① 通所介護（デイサービス）

介護保険制度改正に伴い、平成28年4月1日より指定通所介護から地域密着型通所介護に移行します。地域及び利用者のニーズを踏まえながら、要介護認定者に対し、入浴・排泄・機能訓練等のサービス及び要支援認定者に対しては、その状況に応じた筋力向上トレーニングなどの介護予防ケアを実施します。

また、他施設や地域高齢者・利用者家族との交流事業等を行います。

② 訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護認定者の自宅へ訪問して、ご利用者の心身の特性を踏まえ、自立した日常生活が送れるよう、入浴・排泄・食事介助等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の生活全般にわたる援助及び要支援者には家事援助だけでなく生活機能の維持・向上を目的とした介護予防訪問介護を行います。

③ 短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護の方などを介護している家族の休養や、病気などにより介護できなくなった場合一時的に施設でお預かりし、食事や入浴のサービスを行います。

④ 村で実施する地域支援事業の介護予防教室へ運動指導員を派遣します。

⑤ 職員の資質及びサービスの向上を図るため、事例検討会や研修会等を必要に応じて行います。

9. 児童館運営事業（檜原村受託事業）

① 子供たちの日常的な自由遊びを奨励指導し、子供たちが楽しんで参加できる行事を行います。

② 子供たちが主体的に取り組めるような行事を行います。

③ 檜原村の自然や地域を生かした活動を行います。

④ 幼児・母親のグループ活動や集い行事を行います。

⑤ 中学生も参加できるような行事を行います。

⑥ 他の施設（高齢者在宅サービスセンターや福祉作業所）との交流を行います。

⑦ 小学校・保育園等地域の諸機関との連絡を密にとるとともに保護者との信頼関係をつくります。

⑧ 学校や地域に対して、おたより等により情報を提供します。

⑨ ボランティアの積極的な受け入れを行います。また子供ボランティアを育てていきます。

10. 福祉作業所運営事業 [心身障がい者通所施設] (檜原村受託事業)

- ① 個々の状況に合わせた日常生活訓練や作業活動をとおして、自立と社会性を養い、能力の増進・開発に努めます。
- ② 歩行訓練やスポーツ活動、レクリエーションを通じて、心身機能の向上を図り、健康の維持に努めます。
- ③ 保護者との連絡を密にして相互の理解を深め、連携による円滑な運営を行うとともに、レスパイト・ケア機能としての柔軟な対応を行います。
- ④ 地域や他施設との交流に積極的に取り組み、利用者及び障がい者に対する理解を促すとともに、利用者の社会参加の機会を広げていきます。
- ⑤ 関係機関との連携を図り、保健福祉の増進に努めます。

11. ふれあいセンター運営事業 (檜原村受託事業)

福祉の拠点として、だれもが気軽に利用できるよう施設の運営や管理を行います。

- ① 多目的ホールや和室等の貸出し業務を行います。
- ② 温泉施設の運営や管理を行います。

12. 応急援護資金事業

所得の少ない世帯等に日常生活上一時的に必要な資金の貸付を行い、生活の安定を支援します。